

申請忘れはありませんか？ 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

給付額…児童1人あたり一律5万円
申請期限…令和4年2月28日(月)

*申請が必要な場合の基準や申請方法の詳細は市ホームページをご確認ください。



ひとり親世帯 (★印は要申請)

支給対象者…①～③のいずれかに該当する方
①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方(令和3年5月7日に支給済み)
②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方【★】
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方【★】

ひとり親世帯以外 (★印は要申請)

支給対象者…(1)(2)のいずれかに該当する方
(1)令和3年度住民税均等割が非課税の方で
①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者の方【申請不要・7月上旬に支給予定】(公務員の方【★】)
②高校生のみの児童を養育している方【★】
③令和3年5月以降、新たに児童手当または特別児童扶養手当の対象となる児童を養育している方【★】
(2)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、令和3年度の住民税均等割が非課税と同様の事情にある方【★】

問い合わせ・申請先

子育て支援課 内線2488 / 金木総合支所総合窓口係 内線3133 / 市浦総合支所総合窓口係 内線4066

中小法人・個人事業者の皆さん! 月次支援金を申請しましょう! 緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

4月以降に実施された国の緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者に支援金を支給します。

給付額

2019年または2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上

中小法人等 上限20万円/月

個人事業者等 上限10万円/月

詳細はこちら

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html



給付対象…次の①と②を満たす事業者であれば、業種や地域を問わず給付対象となり得ます。

- ①緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること
- ②緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

申請期間

▷4月分/5月分…8月15日(日)まで

▷6月分…7月1日(日)～8月31日(火)

*原則、対象月の翌月から2カ月間が申請期間です。

問い合わせ先

▷月次支援金相談窓口 TEL0120-211-240

▷IP電話専用回線 TEL03-6629-0479(通話料がかかります)

*受付時間 8:30～19:00(土・日・祝日含む全日)

*月次支援金は国が実施する支援制度です。本支援制度の概要や申請手続きについては、上記連絡先へお問い合わせください。